

令和2年6月5日

各施設等の長様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る
感染防止対策について(通知)

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、全国的な緊急事態宣言は解除されました。

今回の全面解除に伴い、6月1日から都道府県をまたぐ移動については、概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に緩和するされましたところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、高齢者などで重症化しやすいと言われております。特に、クラスターを発生させることは絶対にあってはなりません。

県としては、高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、これまでと同様、皆様が各施設において実施していただいている感染症対策を今後とも継続していただきたいと考えております。

県では、5月29日に、社会福祉施設等の関係者の代表者の方々に参加していただき、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催するとともに、感染症対策の徹底をお願いいたしました。

つきましては、当日の資料を別添（資料1～4）のとおり情報提供しますので、貴施設等での感染防止対策の参考としてください。

なお、資料1「社会福祉施設で新型コロナウイルス感染症にどのように備えるか」の9ページ下段の「面会者の症状確認と制限」については、国が示した直近の資料4「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（抜粋）において、引き続き、高齢者施設等における面会は緊急の場合を除き一時中止することとなっていることを踏まえ、緊急の場合などに面会を行う際の留意事項として御確認ください。

○ 別添資料

- ・資料1 「社会福祉施設で新型コロナウイルス感染症にどのように備えるか」
- ・資料2 新型コロナウイルス感染者が高齢者等施設で発生した場合の対応について（感染症予防医療法の立場から）
- ・資料3 社会福祉施設で感染者が発生した場合の相談・指示体制
- ・資料4 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）（抜粋）

【問合せ先】

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課 施設整備係（担当 池田）
電話：099-286-2703
介護保険室 事業者指導係（担当 中間）
電話：099-286-2687